

鹿児島市イルミネーション機器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滞在型観光の推進、宿泊観光客の増加等に資するため、本市が所有するイルミネーション機器を貸し出すことについて、必要な事項を定めるもの。

(貸出対象者)

第2条 イルミネーション機器の貸出対象者は、前条の趣旨に沿った事業を実施する本市内の公共的団体とする。

(貸出期間及び個数)

第3条 イルミネーション機器の貸出期間は、貸出日から起算して、1年以内とする。ただし、貸出上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

2 イルミネーション機器の貸出個数は、概ね1万球以上とする。

3 イルミネーション機器の内訳は別表のとおりとし、前項の貸出個数は、同表に記載する個数の範囲内とする。

(貸出手続)

第4条 第2条で定める貸出対象者（以下「利用者」という。）は、イルミネーション機器貸出申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。この場合において、利用者は、公共的団体としての活動実績及び企画趣旨・実施場所・期間・設置イメージ等が確認できる企画書を添付しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸出しの可否を決定の上、イルミネーション機器貸出等通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第5条 イルミネーション機器の貸出しに係る費用は、無償とする。

2 貸し出すイルミネーション機器の運搬、維持管理等の貸出期間中に要する経費は、利用者の負担とする。

(貸出し及び返却の場所)

第6条 イルミネーション機器は、原則として、利用者が市の指定する場所で貸出しを受け、返却するものとする。

2 利用者は、イルミネーション機器を返却する際に、数量確認及び点灯確認等を行い、イルミネーション機器に異常がない状態で返却するものとする。

3 イルミネーション機器に異常が生じた場合は、市と協議の上、利用者の責任において適正に処分するものとする

(使用報告)

第7条 利用者は、イルミネーション機器を返却する際に、イルミネーション機器使用報告書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(期間の延長)

第8条 利用者は、イルミネーション機器の貸出期間の延長を希望する場合は、イルミネーション機器貸出延長申請書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、延長の可否を決定の上、イルミネーション機器貸出延長等通知書（様式第5）により申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

第9条 利用者は、イルミネーション機器の使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的に従い適正に維持管理し、他の目的のために使用しないこと。
- (2) 使用上の注意を守り、事故に十分注意すること。
- (3) イルミネーション機器を転貸しないこと。
- (4) その他本市の必要な指示に従うこと。

(貸出しの中止)

第10条 市長は、利用者が前条に規定する遵守事項を遵守しなかったと認めるときは、イルミネーション機器の貸出しを中止し、貸出期間中であっても返却させることができる。

(損害賠償の義務)

第11条 利用者は、イルミネーション機器の運搬又は使用に際し事故が発生したときは、自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを負わない。

付 則

この要領は、令和7年7月11日から施行する。

別表（第3条関係）

イルミネーション機器一覧

（電球）

No.	品名	色/規格	型番	長さ	ケーブル	球数	本数	総球数
1	LED イルミネーション	青白Mix	MKJ-02WB	10m	クリアコード	100	102	10,200
2	LED イルミネーション	青白Mix	MKJ-01WB	10m	黒コード	100	54	5,400
3	LED イルミネーション	白・電球色Mix	MKJ-01WC	10m	黒コード	100	64	6,400
4	LED イルミネーション	電球白Mix	MKJ-02WC	10m	クリアコード	100	175	17,500
5	LED イルミネーション	青	MKJ-100B	10m	クリアコード	100	256	25,600
6	LED イルミネーション	青	MKJ-050B	5m	クリアコード	50	93	4,650
7	LED イルミネーション	青	MKJ-101B	10m	黒コード	100	1,658	165,800
8	LED イルミネーション	白	MKJ-100W	10m	クリアコード	100	768	76,800
9	LED イルミネーション	白	MKJ-050W	5m	クリアコード	50	81	4,050
10	LED イルミネーション	白	MKJ-101W	10m	黒コード	100	1,197	119,700
11	LED イルミネーション	白	MKJ-NC03	10m	黒コード	100	166	16,600
12	LED イルミネーション	赤	MKJ-101R	10m	黒コード	100	256	25,600
13	LED イルミネーション	赤	MKJ-NC73	10m	黒コード	100	443	44,300
14	LED イルミネーション	緑	MKJ-101G	10m	黒コード	100	5	500
15	LED イルミネーション	緑	MKJ-NC71	10m	黒コード	100	571	57,100

No.	品名	色/規格	型番	長さ	ケーブル	球数	本数	総球数
1 6	LED イルミネーション	電球色	MKJ-100C	10m	クリアコード	100	256	25,600
1 7	LED イルミネーション	電球色	MKJ-101C	10m	黒コード	100	124	12,400
1 8	LED イルミネーション	電球色	MKJ-NC01	10m	黒コード	100	170	17,000
1 9	LED イルミネーション	白色フラッシュ	MKJ-502W	3m	クリアコード	114	15	1,710
2 0	LED イルミネーション	白+白色フラッシュ	MKJ-NC29	10m	黒コード	100	263	26,300
2 1	LED イルミネーション	白+電球色フラッシュ	MKJ-NC30	10m	クリアコード	100	300	30,000
2 2	LED イルミネーション	ピンク	MKB-T01P	10m	クリアコード	100	210	21,000
2 3	LED イルミネーション	オレンジ	MKB-T01S	10m	クリアコード	100	60	6,000
2 4	LED イルミネーション	マジックストリングス	MKJ-508C	2.5m	クリアコード	120	10	1,200
2 5	LED イルミネーション	スノーボール	MKJ-314W	40cmφ		280	1	280
2 6	LED イルミネーション	スノーボール 型	MKJ-NC58	40cmφ		280	12	3,360
2 7	LED イルミネーション	オーガニックハート	MKJ-NC58	31cm	RED	50	8	400

(ケーブル類)

No.	品名	色/規格	型番	長さ	ケーブル	本数
2 8	延長コード		MKJ-0410	10m	クリアコード	4
2 9	延長コード		MKJ-0013	3m	クリアコード	25
3 0	延長コード		MKJ-0309	1m	クリアコード	94
3 1	延長コード		MKJ-1410	10m	黒コード	8
3 2	延長コード		MKJ-1013	3m	黒コード	22
3 3	分岐コード	2 分岐	MKJ-0017		クリアコード	83
3 4	分岐コード	2 分岐	MKJ-1017		黒コード	236
3 5	分岐コード	12 分岐	MJK-0010		クリアコード	15
3 6	分岐コード	3 分岐	MKJ-1919		黒コード	13
3 7	アダプタケーブル		MKJ-0418		クリアコード	122
3 8	アダプタケーブル		MKJ-1418		黒コード	285
3 9	延長コード 新型		MKJ-NC19	10m	黒コード	29
4 0	分岐コード 新型	2 分岐	MKJ-NC10		クリアコード	90
4 1	分岐コード 新型	2 分岐	MKJ-NC09		黒コード	47
4 2	分岐コード 新型	3 分岐	MKJ-NC11		黒コード	22
4 3	アダプタケーブル 新型		MKJ-NC22		クリアコード	112
4 4	アダプタケーブル 新型		MKJ-NC21		黒コード	95
4 5	変換コネクタ	型→旧型	MKJ-NC07		黒	107
4 6	変換コネクタ	旧型→ 型	MKJ-NC05		黒	244
4 7	変換コネクタ	旧型→ 型	MKJ-NC06		クリア	60

(表面)

様式第1 (第4条関係)

年 月 日

イルミネーション機器貸出申請書

鹿児島市長 様

申請者 団体名

住 所

代表者 印

電 話

鹿児島市イルミネーション機器貸出要領第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

実施概要	
使用場所	
貸付期間	(貸出開始日) (返却予定日) 年 月 日 ~ 年 月 日
貸出品目 及び数量	
企画概要	(企画趣旨・実施場所、期間・設置イメージ等) ☐ 別紙のとおり
公共的団体としての活動実績	☐ 別紙のとおり
備 考	

＜誓約書＞ 以下のとおり誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□ 以下の(1)から(7)のいずれにも該当しないことを誓約します。また、以下の該当の有無を確認するために、鹿児島市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されることについて同意します。

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している民間事業者等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している民間事業者等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している民間事業者等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している民間事業者等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している民間事業者等
- (7) 前各号のいずれかに該当する民間企業等であることを知りながら当該民間企業等と取引をしている民間事業者等

（貸出対象）

第2条 イルミネーション機器の貸出対象者は、前条の趣旨に沿った事業を実施する本市内の公共的団体とする。

（遵守事項）

第9条 利用者は、イルミネーション機器の使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的に従い適正に維持管理し、他の目的のために使用しないこと。
- (2) 使用上の注意を守り、事故に十分注意すること。
- (3) イルミネーション機器を転貸しないこと。
- (4) その他本市の必要な指示に従うこと。

（損害賠償の義務）

第11条 利用者は、イルミネーション機器の運搬又は使用に際し事故が発生したときは、自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを負わない。

年 月 日

様

鹿児島市長 下鶴 隆央

イルミネーション機器貸出等通知書

年 月 日付けで申請のあった、イルミネーション機器貸出については、次の
とおり決定しましたので通知します。

記

1 貸出す

(1) 貸付期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 貸出品目及び数量

(3) 貸し出しに際しての条件

2 貸出さない

(1) 貸出さない理由

以上

年 月 日

鹿児島市長 様

電話 _____

記

使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所	
使用状況 及び 使用効果等 ※報告書及び写真等の添付でも可	
返却品目 及び数量	
処分品目 及び数量	
備 考	

(表面)

様式第4 (第8条関係)

年 月 日

イルミネーション機器貸出延長申請書

鹿児島市長 様

申請者 団体名

住 所

代表者 印

電 話

鹿児島市イルミネーション機器貸出要領第8条の規定により、下記のとおり延長を申請します。

記

当初貸付期間	(貸出開始日) 年 月 日 ~ (返却予定日) 年 月 日
貸付延長期間	(延長開始日) 年 月 日 ~ (返却予定日) 年 月 日
貸出品目 及び数量	
使用状況 (写真等)	
備 考	

(裏面)

＜誓約書＞ 以下のとおり誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

□ 以下の(1)から(7)のいずれにも該当しないことを誓約します。また、以下の該当の有無を確認するために、鹿児島市から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出し、当該役員名簿等及び申請書等に記載された情報が鹿児島県警察に提供されることについて同意します。

- (1) 鹿児島市暴力団排除条例（平成26年鹿児島市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団又は暴力団員が、その経営を実質的に支配している民間事業者等
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している民間事業者等
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の運営に協力し、又は関与している民間事業者等
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している民間事業者等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している民間事業者等
- (7) 前各号のいずれかに該当する民間企業等であることを知りながら当該民間企業等と取引をしている民間事業者等

（貸出対象）

第2条 イルミネーション機器の貸出対象者は、前条の趣旨に沿った事業を実施する本市内の公共的団体とする。

（遵守事項）

第9条 利用者は、イルミネーション機器の使用に当たり、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用目的に従い適正に維持管理し、他の目的のために使用しないこと。
- (2) 使用上の注意を守り、事故に十分注意すること。
- (3) イルミネーション機器を転貸しないこと。
- (4) その他本市の必要な指示に従うこと。

（損害賠償の義務）

第11条 利用者は、イルミネーション機器の運搬又は使用に際し事故が発生したときは、自らの責任においてこれを解決するものとし、市は、当該事故による損害賠償の責めを負わない。

年 月 日

様

鹿児島市長 下鶴 隆央

イルミネーション機器貸出延長等通知書

年 月 日付けで延長申請のあった、イルミネーション機器貸出については、
次のとおり決定しましたので通知します。

記

1 貸出す

(1) 貸付延長期間

年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 貸出品目及び数量

(3) 貸し出しに際しての条件

2 貸出さない

(1) 貸出さない理由

以上